
令和6年度

第3回 上越市青少年健全育成センター運営協議会

要 項

日 時 令和7年2月18日（火）
午後2時～4時
会 場 上越市教育プラザ 中会議室

上越市青少年健全育成センター

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告

- ① 令和6年度 事業・活動報告 …………… P4・5
- ② 令和6年度 街頭指導結果報告 …………… P6～8
- ③ 令和6年度 街頭指導アンケートの集計結果……… P9
- ④ 令和6年度 若者育成支援事業の状況 …………… P10・11
- ⑤ その他

(2) 協議

- ① 令和7年度 運営方針と事業計画（案） …………… P12・13
- ② その他

4 情報交換（各機関・団体からの情報提供）

5 そ の 他

6 副会長あいさつ

7 閉 会

情報交換

〔 関係機関・団体から 〕

令和6年度 事業・活動報告

*ゴシック体：青少年健全育成センター事業、明朝体：関係団体事業

- 4月 5日(金) 第1回青少年健全育成委員協議会役員会：所長、指導員参加
4月 6日(土) 20歳を祝う集い(社会教育課事業)：所長、指導員参加
4月15日(月) 「青少年健全育成のあゆみ」発行
4月18日(木) 第1回青少年健全育成委員研修会「街頭指導について」(所長)
青少年健全育成委員協議会総会：所長、指導員参加
4月22日(月) 高田地区更生保護女性会総会：所長出席
4月24日(水) 地域青少年育成会議役員会：指導員参加
直江津更生保護女性会総会：所長出席
4月26日(金) 社会教育委員会議：所長
第1回地域青少年育成会議事務局担当者会議：所長参加
4月30日(火) 定例教育委員会：所長出席
5月 9日(木) 青色パトロール車指導実施者講習会
第2回青少年健全育成委員協議会役員会：所長、指導員参加
5月10日(金) 第1回「Fit」運営会議
5月18日(土) 第1回上越市親の会
5月24日(金) 第1回上越市青少年健全育成関係機関連絡会議
地域青少年育成会議協議会総会・歓送会：指導員参加
6月 3日(月) P T A街頭指導体験開始
「育成委員協議会たより①」発行
「社会を明るくする運動」市推進委員会：所長出席
6月 7日(金) 第1回育成センター運営協議会
6月13日(木) 第1回育成会議コーディネーター委員会：指導員参加
6月18日(火) 上越圏域就労担当者会：指導員出席
6月19日(水) 第1回上越警察署協議会：所長出席
6月20日(木) 「社会を明るくする運動」懸垂幕掲揚：所長、指導員参加
地域青少年育成会議研修、人権を考える研修会：指導員参加
6月25日(火) 「社会を明るくする運動」市長へのメッセージ伝達：所長参加
定例教育委員会：所長出席
6月26日(水) 上越地区高等学校長・警察連絡協議会会議：所長出席
6月27日(木) 第1回小・中・特別支援学校・警察連絡協議会：指導員出席
6月28日(金) 第1回キャリアスタートウィーク委員会：指導員出席
7月 1日(月) 育成センターだより「愛育」25号発行
7月 2日(火) 育成会議新任コーディネーター研修会：指導員参加
7月 5日(金) 第1回特別街頭指導(南高田駅周辺)
7月 6日(土) 「社会を明るくする運動」街頭宣伝活動・直江津地区：所長、指導員参加
7月 7日(日) 「社会を明るくする運動」街頭宣伝活動・高田地区：所長、指導員参加
7月19日(金) 市町村教育委員会連合会理事会研修会：所長発表
障害者雇用のための在宅就労セミナー：指導員出席
第3回青少年健全育成委員協議会役員会：指導員参加
7月20日(土) 第2回上越市親の会
7月23日(火) 育成会議コーディネーター研修：指導員参加
7月24日(水) 定例教育委員会：所長出席
7月30日(火) 若年者自立支援ネットワーク会議：指導員出席
8月 2日(金) 第2回「Fit」運営会議
8月 7日(水) 自殺予防対策連絡会議：所長出席
8月 8日(木) 地域青少年育成会議・学校づくり研修：指導員参加
8月15日(木) 定例教育委員会：所長出席
8月19日(月) 育成会議コーディネーター委員会：指導員参加
8月22日(木) 「社会を明るくする運動」懸垂幕片付け：所長参加
第2回地域青少年育成会議役員会：指導員参加
8月26日(月) 第2回地域青少年育成会議事務局担当者会議：指導員参加

- 8月28日(水) **第2回青少年健全育成委員研修会**
・講話「最近の青少年の様子」(上越少年サポートセンター係長)
・情報提供「自殺予防」「若者育成支援」他(青少年健全育成センター所長)
- 9月6日(金) 通信制高校訪問：指導員
- 9月7日(土) **第3回上越市親の会**
- 9月9日(月) 「社会を明るくする運動」作文審査：所長参加
第2回育成会議コーディネーター委員会：指導員参加
- 9月11日(水) 第4回青少年健全育成委員協議会役員会：所長、指導員参加
- 9月26日(木) 第2回上越警察署協議会：所長出席
- 9月30日(月) 定例教育委員会：所長出席
- 10月1日(火) **有害図書類自動販売機立入調査：所長、指導員参加**
- 10月3日(木) **第2回特別街頭指導(高田駅周辺)：所長、指導員参加**
子どもの権利及び虐待防止研修会：指導員出席
- 10月8日(火) 仕事説明会(サボステ主催)：指導員出席
- 10月11日(金) **第2回育成センター運営協議会**
- 10月12日(土) 通信制高校説明会(教育センター主催)：指導員出席
- 10月23日(水) **第3回青少年健全育成委員研修会(市外研修：「三条市青少年育成センター」他)**
- 10月28日(月) 定例教育委員会：所長出席
- 10月29日(火) みんなで防犯安全安心まちづくり会議：所長出席
- 11月6日(水) 青少年健全育成県民大会：所長、指導員出席
- 11月7日(木) 第5回青少年健全育成委員協議会役員会：所長、指導員参加
- 11月9日(土) **第4回上越市親の会**
- 11月15日(金) **第3回「Fit」運営会議**
- 11月25日(月) 定例教育委員会：所長出席
- 11月29日(金) 若者サポートステーション研修会：指導員出席
- 12月2日(月) **育成センターだより「愛育」26号発行**
- 12月4日(水) 第3回上越警察署協議会：所長出席
- 12月8日(日) 地域青少年育成会議実践事例発及意見交換会：所長、指導員参加
- 12月19日(木) 定例教育委員会：所長出席
- 12月20日(金) 育成会議訪問(板倉区)：指導員参加
- 12月26日(木) 自殺予防研修会：所長出席
- 1月15日(水) 第6回青少年健全育成委員協議会役員会：所長、指導員参加
- 1月23日(木) 第3回コーディネーター委員会：指導員参加
- 1月25日(土) **第5回上越市親の会**
- 1月28日(火) 定例教育委員会：所長出席
- 2月3日(月) 「育成委員協議会たより②」発行
- 2月5日(水) **第2回上越市青少年健全育成関係機関連絡会議**
- 2月7日(金) **第4回「Fit」運営会議**
第3回地域青少年育成会議役員会：指導員参加
- 2月14日(金) 定例教育委員会：所長出席
- 2月17日(月) 第2回キャリアスタートウイーク委員会：所長出席
- 2月18日(火) **第3回育成センター運営協議会**
第4回上越警察署協議会：所長出席
- 2月20日(木) 第3回地域青少年育成会議事務局担当者会議：指導員参加
- 3月3日(月) **育成センターだより「愛育」27号発行**
- 3月6日(木) 第7回青少年健全育成委員協議会役員会：所長、指導員参加
- 3月8日(土) **第6回上越市親の会**
- 3月24日(月) 会計監査(育成委員協議会)
- 3月26日(水) 定例教育委員会：所長出席

*2月20日(木)以降は予定です。

令和6年度 10月・11月の街頭指導結果 ()は昨年度実績

	10月				11月				
	1 出動回数	高田地区	6	(6)	高田地区	6	(6)	直江津地区	6
	直江津地区	6	(6)	直江津地区	6	(6)	合計	12	(12)
	合計	12	(12)	合計	12	(12)			
2 出動延人数	高田地区	23	(22)	高田地区	22	(21)	直江津地区	24	(25)
	直江津地区	22	(25)	直江津地区	24	(25)	合計	46	(46)
	合計	45	(47)	合計	46	(46)			
3 注意・指導をした延人数	幼児	0	(0)	幼児	0	(0)	小学生	3	(0)
	小学生	0	(0)	小学生	3	(0)	中学生	0	(0)
	中学生	0	(6)	中学生	0	(0)	高校生	5	(17)
	高校生	10	(13)	高校生	5	(17)	計	8	(17)
	計	10	(19)	計	8	(17)			
4 主な内容	幼児	小学生	中学生	高校生	幼児	小学生	中学生	高校生	
ジベタリアン	0(0)	0(0)	0(6)	0(5)	0(0)	0(0)	0(0)	0(5)	
ゲーム機遊び	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
カラオケ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
歩きスマホ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)	
交通ルール	0(0)	0(0)	0(0)	10(8)	0(0)	3(0)	0(0)	5(10)	
喫煙	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
5 挨拶・よびかけをした延人数	幼児	6	(6)	幼児	11	(11)	小学生	224	(218)
	小学生	195	(132)	小学生	224	(218)	中学生	154	(145)
	中学生	199	(278)	中学生	154	(145)	高校生	392	(239)
	高校生	249	(262)	高校生	392	(239)	計	781	(613)
	計	675	(678)	計	781	(613)			
3・5の集計	合計	685	(697)	合計	789	(630)			

10月	11月
<p>○子どもたちの挨拶がよく、挨拶を返してくれた。中学生にも多く会い、声をかけると返事を返してくれた。</p> <p>○少し涼しくなったせいか八坂神社・タコ公園・府中八幡宮で子どもたちが元気に遊ぶ姿を見た。暗くならないうちに帰るように声がけをした。</p> <p>○寒くなり、公園で遊んでいる子どもはいなかった。</p> <p>○高田駅前のジベタリアンは、前回にも声をかけたメンバーだったので、「足のケガ良くなった?」「もう寒くてお尻が冷たいよね」と声掛けをした。</p> <p>○自転車で来た中学生へ、雨風がひどいので早めに帰るように伝えた。</p> <p>○高田駅前駐車場エレベーター左脇にごみがたくさん寄せてあるので収集してほしい。駐車場内ごみやタバコは少なめだったが、歩道、車道にタバコ、空き缶など散乱していたので収集した。自転車の雁木通り走行を、交通ルール無視として注意した。</p>	<p>○中学生に声がけすると大きな声で返答あり、皆表情が明るい。子どもに声をかけると元気に返ってきて、とても嬉しくなる。暗くなるのが早いので、安全に気を付けてほしい。</p> <p>○たこ公園を過ぎたところで、委員の一人が転倒され、頭と左手首から出血があった。直江津中学校、直江津中等の先生にお世話になった。(班長から連絡があり対応)</p> <p>○ゼビオでは小学生4人、下門前会館では4人に声がけをした。スポーツデポでは幼児1人に親元から離れないように声がけをした。</p> <p>○ローソン情報で、11月上旬の午後10時頃、高校生風の若者10人くらい大声でたむろしていた。</p> <p>○小学生3人が自転車で県道沿いを走ろうとしていたため、「気をつけて行ってね」と声がけをした。ヘルメット着用2人であった。歩道走行の自転車には注意した。高校生へ自転車ヘルメットを着けるように声がけをする、返答は良いのだが。</p> <p>○駅前駐輪場のエレベーター横にごみが山積み。管理者に連絡して処理してもらってほしい。(用地管財課から指定管理者へ連絡)</p>

令和6年度 12月・1月の街頭指導結果 ()は昨年度実績

	12月				1月				
	1 出動回数	高田地区	6	(6)	高田地区	5	(5)	直江津地区	5
	直江津地区	6	(6)	直江津地区	5	(5)	合計	10	(10)
	合計	12	(12)	合計	10	(10)			
2 出動延人数	高田地区	22	(21)	高田地区	22	(19)	直江津地区	21	(22)
	直江津地区	24	(25)	直江津地区	21	(22)	合計	43	(41)
	合計	46	(46)	合計	43	(41)			
3 注意・指導をした延人数	幼児	0	(0)	幼児	0	(0)	小学生	0	(0)
	小学生	0	(0)	小学生	0	(0)	中学生	0	(0)
	中学生	0	(0)	中学生	0	(0)	高校生	3	(0)
	高校生	0	(3)	高校生	3	(0)	計	3	(0)
	計	0	(3)	計	3	(0)			
4 主な内容	幼児	小学生	中学生	高校生	幼児	小学生	中学生	高校生	
ジベタリアン	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	
ゲーム機遊び	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
カラオケ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
歩きスマホ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
交通ルール	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
喫煙	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
5 挨拶・よびかけをした延人数	幼児	0	(4)	幼児	7	(13)	小学生	185	(91)
	小学生	487	(368)	小学生	185	(91)	中学生	43	(57)
	中学生	241	(183)	中学生	43	(57)	高校生	108	(137)
	高校生	131	(142)	高校生	108	(137)	計	343	(298)
	計	859	(697)	計	343	(298)			
3・5の集計	合計	859	(700)	合計	346	(298)			

12月	1月
<p>○直江津南小の子どもたちが元気に挨拶をしてくれた。あすか通りの階段を威勢よく上がり、栄町や東雲町まで帰宅した。暗くなるので無事に帰ってと願った。</p> <p>○青パトでは下校時の先生と生徒に会うことができ、お互いに笑顔で挨拶を交わすことができた。有田小の黄色合羽の低学年が跳び上がって挨拶を返してくれた。</p> <p>○天候が悪く、寒さも厳しかったためか、子どもたちの姿はあまり見られなかった。ただ、電車通学の子どもたちが大勢乗降していて、私たちの声掛けに多くの子どもたちが返事を返してくれた。最近では社会人の中にも声掛けに返事をしてくれる人も見られるようになった。交流館では中・高校生が学習している姿が散見された。マスク・空き缶等のゴミが目立った。</p> <p>○J-MAXのゲームコーナーは多くの家族でにぎわっていた。</p> <p>○アピナの歩道東側のタイルにひびがある。後日に道路課に連絡願います。(確認をして道路課に連絡する)。</p>	<p>○高校生の下校時刻(電車)と重なったため、多数の高校生と出会った。挨拶に対して気持ちよく返してくれた。小学生の元気な挨拶で寒さも吹き飛ばすくらいだった。冬型の天気の日には、小中学生には会わなかったり、会おう小中学生も少なかったりした。</p> <p>○天気が良かったので、タバコの吸い殻が多く目についたし、その他のゴミも多く、道路等に見られた。レジ袋4~5袋も拾った。</p> <p>○アピナは小学生、中学生くらいの親子連れがいつもより多かった。タイトーでは幼い子ども連れが多かった。</p> <p>○強風のため、海岸の方へは行かなかったり、一部地域を省略したりした。</p> <p>○ヤマダ電機旧店舗前の歩道のタイル2ヶ所が大きく割れていた。(確認をして道路課に連絡する)</p> <p>○路上の水たまりと、街路樹の折れた枝が歩道に散乱していることが気になる。歩行者にとっても車にとっても危険と思われる。</p>

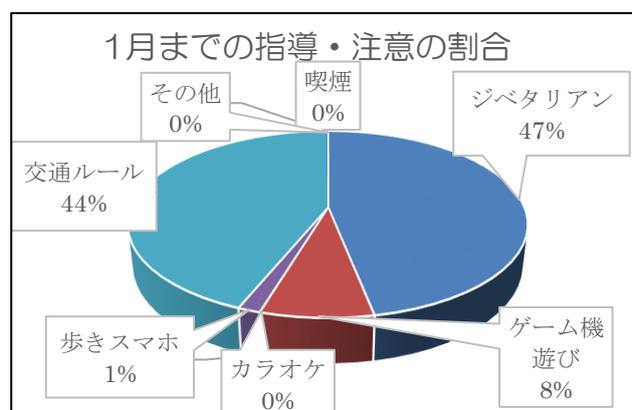
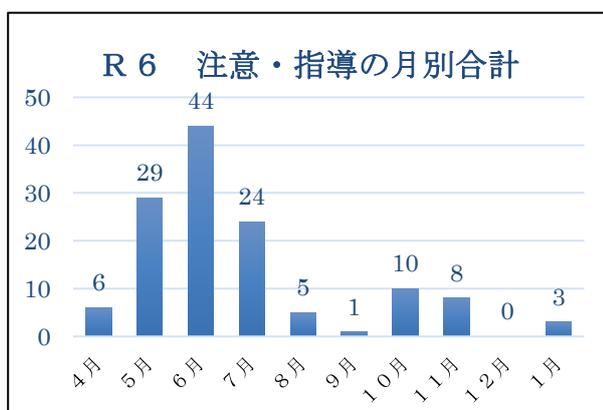
令和6年度 街頭指導結果（4月～1月末まで）

(1) 「注意・指導の月別件数」と「挨拶・声掛け件数」

	注意・指導した人数								挨拶・声掛けした人数			
	幼児		小学生		中学生		高校生				合計	
4月	0	(0)	0	(13)	1	(3)	5	(11)	6	(27)	871	(1,076)
5月	0	(0)	0	(3)	0	(0)	29	(15)	29	(18)	632	(1,237)
6月	5	(0)	10	(0)	1	(0)	28	(13)	44	(13)	1,135	(918)
7月	0	(0)	0	(0)	3	(0)	21	(12)	24	(12)	639	(890)
8月	5	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(4)	5	(4)	184	(227)
9月	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(13)	1	(13)	846	(899)
10月	0	(0)	0	(0)	0	(6)	10	(13)	10	(19)	675	(678)
11月	0	(0)	3	(0)	0	(0)	5	(17)	8	(17)	781	(613)
12月	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(3)	0	(3)	859	(697)
1月	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(0)	3	(0)	343	(298)
合計	10	(0)	14	(16)	5	(9)	101	(101)	130	(126)	6,965	(7,533)

(2) 注意や指導の内容と人数

年 層		幼 児		小学生		中学生		高校生		合 計	
内 容	ジベタリアン	0	(0)	0	(2)	0	(6)	61	(55)	61	(63)
	ゲーム機遊び	10	(0)	0	(10)	0	(3)	0	(0)	10	(13)
	カラオケ	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	歩きスマホ	0	(0)	0	(0)	2	(0)	0	(12)	2	(12)
	交通ルール無視	0	(0)	14	(4)	3	(0)	40	(22)	57	(26)
	喫 煙	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	その他	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(12)	0	(12)
合 計		10	(0)	14	(16)	5	(9)	101	(101)	130	(126)



(3) 1月末までの総括

- ・街頭指導において注意・指導の対象となる非行や問題行動は少ない状況が続いている。しかし、自転車による小学生の暴走や道路右側走行、中学生のスマホを見ながらの運転、高校生の雁木内・歩道走行や並行走行など少数だが注意・指導をした。また、自転車乗車時のヘルメット未着用が多い。
- ・高田駅前立体駐車場屋上、高田駅前、春日山駅前のジベタリアンへの注意・指導は、全体の半数近くを占めている。注意・指導だけではなく、声掛けもしている。
- ・「ゲーム機遊び」の幼児への注意・指導は、親が目を離しているケースが多い。
- ・育成委員の声掛けに対しての反応が概ね良く、高校生も含め、子どもたちから挨拶することもある。また、地域住民から委員への挨拶も増えている。
- ・高田駅前立体駐車場ではゴミや吸い殻が散乱していることがあり、委員が拾ったり片づけたりしている。

令和6年度 街頭指導アンケート集計結果

1 集計結果

- ・ 回答数 40/51人 (回答率 78.4%)
- ・ 雁木通りプラザコース 14/16人、芙蓉荘コース 3/6人、謙信交流館コース 6/9人、直江津学びの交流館コース 8/10人、教育プラザコース 9/10人

	班編成、人数	巡回コース、集合場所	巡回日、時間帯	指導内容 (挨拶、声かけ等)
現状でよい	38人 95.0%	34人 89.5%	28人 70.0%	36人 92.3%
やや問題あり	2人 5.0%	4人 10.5%	12人 30.0%	3人 7.7%
問題あり	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%
無答		2人		1人

2 次年度への改善点等

(1) 班編成、人数

- ・ 班編成や人数は概ね現状維持とする。ただし、男女比を考慮して再編成するとともに、今年度出勤実績のない委員に状況を確認して参加可能な曜日に変更する等の対応を図る。また、各班にできるだけ役員を配し、活動状況を随時確認できるようにする。
- ・ 欠員補充を各団体へ依頼している。

(2) 巡回コース、集合場所

- ・ 巡回コースは、天気や季節、行事等の状況によって、各班で相談して巡回場所や巡回順を変更して実施する。ただし、協力依頼をしていない店舗への巡回はできない。
- ・ 高田5班の集合場所である芙蓉荘は、R7年度は使用可能だが、今後について検討の必要がある。その他の集合場所は現状どおりとする。

(3) 巡回日、時間帯

- ・ 各班の実施曜日は一部変更する。3連休となる土曜日はできるだけ外す。
- ・ 巡回時間は、天気や季節によって各班で柔軟に対応する。災害時や異常気象時のみ中止の連絡をセンターが行う。
- ・ 12月～2月の巡回時間は、15時00分から16時30分までとし、巡回コースも短縮する。なお、土曜日の班は14時30分から16時00分までとする。
- ・ 委員それぞれの体調や状況により、個別に巡回時間・コースを短くする等で個別に配慮する。

(4) 指導内容

- ・ 日誌の形式の見直しを行う。所属欄と押印は廃止し、良い行為等を記入する欄を設ける。
- ・ 日誌の記入者は、各班の合議で決めるが、必ず全員での振り返りを行う。

(5) 研修

- ・ 市外研修により他地区の様子を知ること、現状の見直しや意欲につながった。今後も市内の関係機関も含め視察研修を実施し、多くの委員が参加できるようにする。

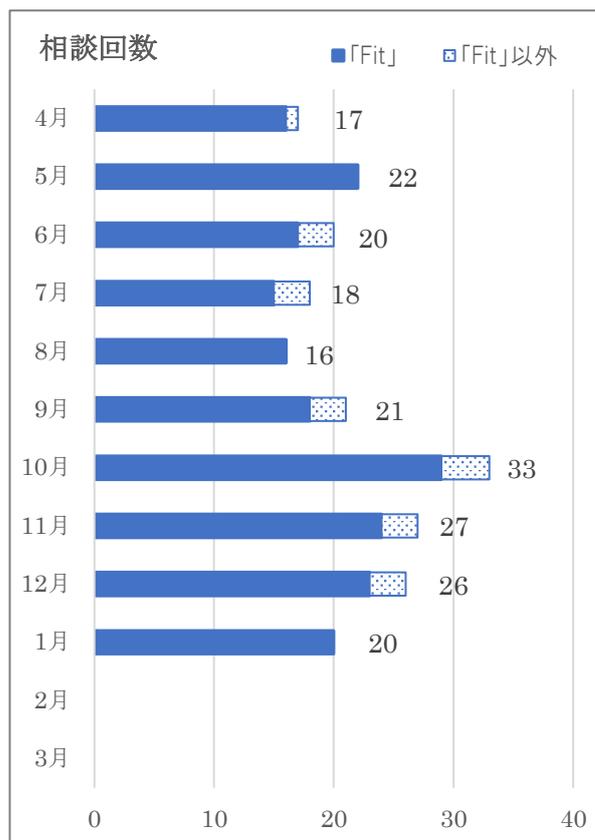
(6) その他

- ・ 巡回中の事故や不測の事態に対応するために各班で連絡先を共有できるようにする。

令和6年度 若者育成支援事業の状況

- 1 若者支援活動の広報（若者の居場所Fit、相談活動、親の会開催等の周知）
 - (1) リーフレットやチラシの配布，市ホームページや広報「上越」への掲載など
 - (2) 小・中・高等学校との連携・・・保護者あての文書の配布など
- 2 若者の居場所「Fit」の利用
 - (1) 内 容 相談、学習支援、交流活動 など
 - (2) 運営体制 指導員2名
- 3 相談活用と「Fit」の利用状況（4月～1月）
 - (1) 相談回数

	「Fit」での相談		「Fit」以外での相談	
	回数	人数	回数	人数
4月	16	8	1	1
5月	22	8	0	0
6月	17	7	3	3
7月	15	6	3	1
8月	16	7	0	0
9月	18	7	3	2
10月	29	10	4	3
11月	24	9	3	3
12月	23	8	3	3
1月	20	7	0	0
2月				
3月				
合計	220回	77人	20回	16人



昨年度の同時期の相談回数

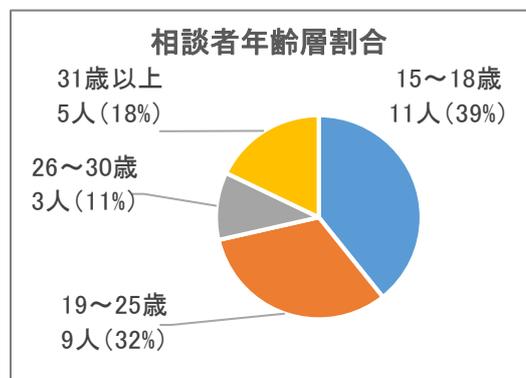
R5年度	回数	人数	回数	人数
	351回	154人	36回	25人

(2) 相談者年齢層

年齢層	「Fit」での相談			「Fit」以外での相談		
	男	女	合計	男	女	合計
15～18歳	1	6	7	2	2	4
19～25歳	3	3	6	1	2	3
26～30歳	0	2	2	1	0	1
31歳以上	3	1	4	1	0	1
合計	7	12	19	5	4	9

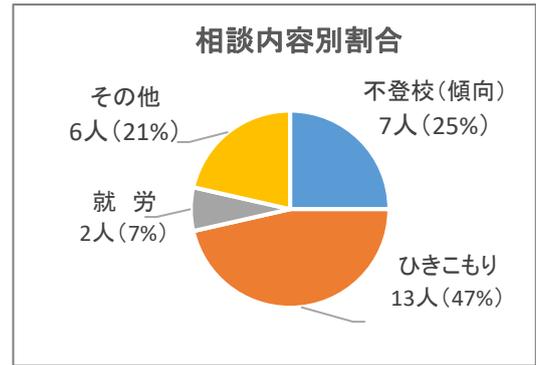
* 昨年同時期の対象年齢（31人の内訳）

15～18歳 12人、16～25歳 12人、26～30歳 7人、31歳以上 0人



(3) 相談内容別

相談内容	「Fit」での相談			「Fit」以外での相談		
	男	女	合計	男	女	合計
不登校（傾向）	0	3	3	2	2	4
ひきこもり	4	7	11	2	0	2
就 労	1	1	2	0	0	0
その他	3	0	3	1	2	3
合 計	7	12	19	5	4	9



* 昨年同時期の相談内容

不登校 7人、ひきこもり 14人、就労 8人、その他 2人

(4) まとめ

- ・「Fit」利用を含む全相談件数は 220 回であり、本人の希望でほとんどが個別対応となっている。相談対象者は 28 人であり、昨年同時期 31 人と比べほぼ変わらない。4 月から毎月 1 名程度新規の「Fit」利用者がいる。
- ・相談年齢層では 15～18 歳が 39% で一番多かった。中学校時代に不登校であった生徒が高校入学直後から不登校になったケースや、高校卒業間際から不登校になり、そのままひきこもっているケースがある。
- ・地域包括支援センターや上越地域若者サポートステーションと連携している利用者、アルバイトをしながら「Fit」を利用して人間関係づくりの練習を重ねている利用者もいる。

4 「上越市の親の会」の開催

不登校やひきこもりなど、子どもへの悩みをもつ親同士が語り合い支え合いながら、問題の解決へとつなげようとする活動

(1) 参加人数（第 1 回～ 5 回）

第 1 回 (5 月)	第 2 回 (7 月)	第 3 回 (9 月)	第 4 回 (11 月)	第 5 回 (1 月)	第 6 回 (3 月)	合 計
10 人	5 人	9 人	12 人	8 人		44 人

(2) 親の会を知った方法（複数回答）

親の会チラシ	広報上越	ホームページ	知人の紹介	前回の継続	その他	合 計
11 人	12 人	10 人	3 人	9 人	2 人	47 人

(3) 子どもの年齢（複数回答）

小学生	中学生	高校生	16～19 歳	20 歳以上	合 計
15 人	13 人	8 人	2 人	10 人	48 人

(4) 参加者の感想

- ・保護者からは、学校に行きたくないと言うわが子とどのように関わったらいいのか、不登校の子どもの過ごし方や進路についての相談が多かった。
- ・会に参加して、気持ちを話して心が軽くなった、悩んでいるのは自分だけではないと感じた、相談できる場が増えたなどの声が寄せられている。

令和7年度 上越市青少年健全育成センター運営方針・事業計画（案）

1 運営方針

- (1) 青少年の健全育成のため、関係機関との情報共有及び連絡・調整を密にする。
- (2) 青少年の非行、犯罪及び被害防止のため、声かけを中心に街頭指導活動の充実に努める。
- (3) 複雑かつ低年齢化する少年非行から子どもたちを守るため、環境浄化活動の推進に努める。
- (4) 困難を抱える若者育成支援のため、関係機関と連携して自立支援に向けた取組を推進する。
- (5) 青少年の健全育成に対する市民の関心や意識を高めるため、広報活動の充実に努める。
- (6) 地域青少年育成会議の活動の支援に努める。

2 具体的な実施事項

(1) 関係機関・団体との連携の強化

- 小・中・高等学校・特別支援学校・警察連絡協議会との連携
- 上越警察署、上越少年サポートセンター、上越少年警察ボランティアとの連携
- 県福祉保健部こども家庭課及び県内各青少年育成センターとの連携
- 青少年健全育成関係機関・団体との連携及び協働活動の推進
- 保護司会と連携した“社会を明るくする運動”上越市推進委員会事業の推進
- 地域青少年育成会議の活動推進のための支援

(2) 街頭指導活動の充実

- 継続的な街頭指導の実施及び青パトを活用した巡回指導の充実
・ 55人、10班での重点的街頭指導の実施 ・ 月3回の青パト巡回指導の実施
- PTA街頭指導体験の実施（6・9・10・11月）
- 少年サポートセンター、少年警察ボランティア、高等学校等と連携した特別街頭指導の実施（7月：南高田駅周辺、10月：高田駅周辺）
- 育成委員の資質向上を図る研修の実施（4・8・10月）及び青パト講習（5月）、青少年健全育成県民大会（11月）への参加
- 『子ども安全パトロール中』ステッカー貼付車両による育成委員の「ながらパトロール」の推奨

(3) 環境浄化活動の実施

- 有害図書類等自動販売機等の現地確認の実施と指導、自販機撤去に向けた継続的な取組
- 公共施設等の環境維持への協力の依頼

(4) 若者育成支援事業の推進

- 「若者ほっとライン」及び若者の居場所「Fit」の周知徹底（市ホームページの更新、市施設へのチラシ等の配置、リーフレットの改訂）
- 「Fit」利用者対応の充実（個に応じた自立支援活動、相談、関係機関と連携した支援、「若者支援つなぎナビ」の改訂）
- 多様化する利用者対応についてアドバイザーからの助言と情報共有を図るための「Fit」運営会議の開催（5・8・11・2月）
- グループ活動をファシリテートするピアサポーターやカウンセラーと連携した「上越市親の会」の定期開催（5・7・9・11・1・3月）
- 若者育成支援関係機関や団体との情報交換による連携支援の充実

(5) 広報活動の充実

- 「青少年健全育成のあゆみ」の作成・配付（4月）
- 「青少年健全育成センターだより『愛育』」の発行（7・12・3月）
- 「青少年健全育成委員協議会だより」の発行（6・10・2月）
- 「広報上越」及び市ホームページ、報道機関への情報提供（随時）

(6) 地域青少年育成会議活動推進のための支援

- コーディネーター委員会の活動支援
- 地域青少年育成会議実践事例発表及び意見交換会等の活動支援

令和7年度 上越市青少年健全育成センター月別事業計画（案）

月	育成センター事業	事務局関連の主な事業
4	16日(水) 「青少年健全育成のあゆみ」発行 18日(金) 第1回青少年健全育成委員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回青少年健全育成委員協議会役員会 ・青少年健全育成委員協議会総会 ・第1回地域青少年育成会議役員会 ・第1回地域青少年育成会議事務局担当者会議
5	9日(金) 青パト講習会 16日(金) 「Fit」運営会議 17日(土) 第1回上越市親の会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回青少年健全育成委員協議会役員会 ・第1回上越市青少年健全育成関係機関連絡会議 ・地域青少年育成会議協議会総会
6	3日(火)～PTA街頭指導体験 6日(金) 第1回育成センター運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・育成委員協議会だより6月号発行 ・「社会を明るくする運動」上越市推進委員会 ・第1回地域育成会議コーディネーター委員会 ・地域育成会議研修会
7	2日(火) 育成センターだより愛育28号発行 4日(金) 第1回特別街頭指導（南高田駅周辺） 12日(土) 第2回上越市親の会	<ul style="list-style-type: none"> ・「被害・非行防止強調月間」 ・地域育成会議新任コーディネーター研修会 ・「社会を明るくする運動」街頭宣伝活動 ・第3回青少年健全育成委員協議会役員会
8	1日(金) 「Fit」運営会議 28日(木) 第2回青少年健全育成委員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域育成会議研修会 ・第2回地域青少年育成会議役員会 ・第2回地域青少年育成会議事務局担当者会議
9	2日(火)～PTA街頭指導体験 6日(土) 第3回上越市親の会	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会を明るくする運動」作文コンテスト審査 ・第2回地域育成会議コーディネーター委員会 ・第4回青少年健全育成委員協議会役員会
10	1日(水)～PTA街頭指導体験 1日(水) 有害図書類自動販売機現地確認 2日(木) 第2回特別街頭指導（高田駅周辺） 10日(金) 第2回育成センター運営協議会 22日(水) 第3回青少年健全育成委員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・育成委員協議会だより10月号発行
11	4日(火)～PTA街頭指導体験 8日(土) 第4回上越市親の会 14日(金) 「Fit」運営会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回青少年健全育成委員協議会役員会 ・青少年健全育成県民大会 ・市町村代表者ネットワーク会議兼地域別懇談 ・地域青少年育成会議訪問
12	1日(月) 育成センターだより愛育29号発行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域青少年育成会議実践事例発及び意見交換会 ・地域青少年育成会議訪問
1	24日(土) 第5回上越市親の会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回青少年健全育成委員協議会役員会 ・第3回地域育成会議コーディネーター委員会
2	6日(金) 「Fit」運営会議 13日(金) 第3回育成センター運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・育成委員協議会だより2月号発行 ・第2回上越市青少年健全育成関係機関連絡会議 ・第3回地域青少年育成会議役員会 ・第3回地域青少年育成会議事務局担当者会議
3	2日(月) 育成センターだより愛育30号発行 7日(土) 第6回上越市親の会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回青少年健全育成委員協議会役員会 ・会計監査（育成委員協議会・育成会議協議会）

※必要に応じて「上越市青少年問題協議会」を開催する。

○上越市青少年健全育成センター条例

資料

平成8年3月28日

条例第9号

改正 平成23年3月22日条例第20号

平成26年9月30日条例第59号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、青少年の非行を防止し、健全育成を推進するため、青少年健全育成センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年健全育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上越市青少年健全育成センター	上越市下門前1770番地

(職員)

第3条 上越市青少年健全育成センター(以下「センター」という。)に所長その他の所要の職員を置く。

(運営協議会)

第4条 センターの運営に関する事項を協議するため、教育委員会の附属機関として上越市青少年健全育成センター運営協議会を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第20号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第59号)

この条例は、関川東部下門前土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日から施行する。

上越市青少年健全育成センター規則

平成8年3月29日

教委規則第3号

改正 平成21年3月30日教委規則第10号

平成27年3月30日教委規則第7号

令和2年1月28日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市青少年健全育成センター条例(平成8年上越市条例第9号。以下「条例」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会)

第2条 条例第4条に規定する上越市青少年健全育成センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員及び関係団体の役員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4条 運営協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年3回、臨時会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 上越市青少年健全育成センター（以下「センター」という。）の運営方針

(2) センターの事業計画

(3) その他センターに関する重要な事項

第5条 前3条に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

（青少年健全育成委員）

第6条 センターに青少年健全育成委員（以下「健全育成委員」という。）を置く。

2 健全育成委員の定数は、55人以内とする。

3 健全育成委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 民生委員・児童委員

(2) 更生保護関係者

(3) 学識経験者

(4) 関係団体の役員

(5) その他教育委員会が適任と認める者

4 健全育成委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 健全育成委員は、非常勤とし、街頭指導等に従事する。

6 健全育成委員の服務等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。